

～平成 25 年度の保険料について～

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成 25 年度の保険料につきましては、7月中旬に個別にお知らせします

保険料の算出方法

○均等割額 【1人当たりの額】 47,709 円	+	○所得割額 【本人の所得に応じた額】 (平成 24 年中の所得額 - 33 万円) ×10.61%	=	1 年間の保険料 (100 円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	-----------------------------------

年間の保険料限度額は 55 万円が上限です。

所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

ジェネリック医薬品とは？

厚生労働省が新薬（先発医薬品）と同等と認めた医薬品です。新薬（先発医薬品）の特許満了後に、薬の有効成分が同等で効能及び効果が同じ医薬品として新たに申請され、他会社が同じ成分で開発した安価な医薬品です。



どんな薬の種類があるの？

高血圧や高脂血症のお薬、糖尿病のお薬などさまざまな分野や症状に対応しております。また、カプセル、錠剤、点眼剤などその形状もさまざまです。



「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）送付いたします。

※国民健康保険加入の方で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、100 円以上安くなる方に

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えてください。

ジェネリック医薬品の利用について

なぜ安い？

新薬（先発医薬品）の開発が 10～15 年、数 100 億円もの投資が必要といわれるのに対して、ジェネリック医薬品の開発期間は 3 年ほどと短く、また研究開発費も当然低くなります。これらのコストを安く抑えることができるので、それが薬の価格にも反映されることになります。



効き目と安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ただし、ご希望の際は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より 3 割以上、中には 5 割以上安くなるものもあります。

■お問い合わせ 役場保険医療課 電話 0146-26-9002（直通）